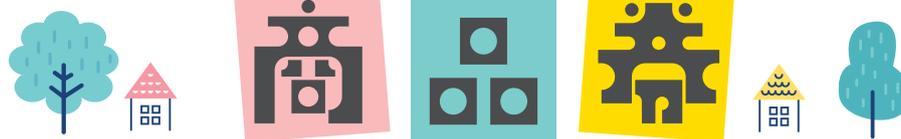


令和5年度

延岡市 仕事と暮らし応援
リフォーム商品券

働きやすい
職場づくり応援

リフォーム



事業を営む方が、事業用店舗・事務所の福利厚生施設を働きやすい職場環境へ整備する工事と環境への負荷が低減できる設備設置を行う工事

REFORM COUPON

1枚 5万円の商品券が4万5千円で購入できます

※ただし、商品券購入前の着工は対象となりません

販売期間
※売り切れ次第
終了します

令和5年 6.22 木 ▶ 令和6年 1.31 水

受付時間 平日 10:00~16:30
(12:30~13:30は除く)
※閉所日/土・日・祝日

販売場所

延岡商工会館(旧 延岡商工会議所) 住所:延岡市中央通3丁目5-1
TEL.34-6270

販売限度額

一中小企業あたりの購入限度額は50万円分です。
※一回限りの購入となります。

工事対象

- ① 事業用店舗・事務所等の福利厚生施設整備工事及び新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としたもの
- ② 事業用店舗・事務所等で環境負荷低減を目的としたもの

有効期限

商品券購入日から6ヶ月間です。(購入時に使用期限を商品券に記載します。)
※ただし6ヶ月以内であっても令和6年3月9日以降に使用することはできません。

購入の条件

対象工事が10万円以上

延岡市の市税を滞納していない方で1人以上の従業員(家族従業員を除く)を雇用している、以下の①または②に該当する事業者

- ① 延岡市内に事業所等を有する、中小企業基本法に定める中小企業者(個人事業主・小規模事業者を含みます)



業種	資本金	従業員
製造業・その他の場合	3億円以下	300人以下
卸売業の場合	1億円以下	100人以下
サービス業の場合	5,000万円以下	100人以下
小売業の場合	5,000万円以下	50人以下

- ② 延岡市内に事務所等を有する、社会福祉法人・医療法人・学校法人(法人全体で従業員300人以下)

リフォーム施工業者の登録【商品券を利用するためには事前に登録する必要があります】

★ 加盟店の登録や商品券の換金の手続きについてはお問い合わせください。

販売・問い合わせ先

延岡商工会議所リフォーム商品券担当 TEL 0982-34-6270 HP <https://www.nobeoka-cci.or.jp>

働きやすい職場づくり 応援リフォーム商品券 の流れ

STEP
1

見積もり



STEP
2

商品券購入

※延岡商工会館(旧延岡商工会議所)にて販売いたします
提出書類の返却はいたしませんので、予めコピー等をお願いします。

COUPON



提出書類

- ① リフォーム商品券購入申込書(様式第1号-2) ※市税の滞納がないことの証明印が必要
- ② リフォームの見積書
- ③ 施工前の現場写真(工事するところすべて)
- ④ 建物に関する確認書類
 - (1) 自己所有の建物の場合
リフォームする事業所の所有者が確認できる公的なもの
例) 市役所市民課発行の固定資産税額確認書(無料)など
 - (2) 商業テナント等、賃借している建物の場合
賃貸契約書の写し
- ⑤ 購入代金 原則としてその場で審査して商品券を販売いたします
- ⑥ 確定申告書の写し(税務署受付印または電子申告受信通知のあるもの)
※申請者が会社(法人)で、建物所有者が会社代表ではなく会社役員の場合、役員名簿の提出が必要です。(様式第2号)



STEP
3

工事

※商品券購入前の着工は対象とならないので、ご注意ください



STEP
4

支払い

※仕事と暮らし応援リフォーム商品券を利用して業者様に工事代金をお支払いください



リフォーム施工業者が手続きします

STEP
5

工事完了の報告

STEP
6

商品券換金
(延岡信用金庫)

働きやすい職場づくり応援リフォーム商品券対象工事等一覧 (例)

○ 対象 ○

- 原則として写真等で施工前後の確認ができるもので、申請者が所有または賃借している物件(店舗または事務所等)の福利厚生施設

※自宅と店舗が一体となっている場合は、店舗部分のみが対象

基本的な考え方

× 対象外 ×

- × 製品購入のみで施工を伴わないもの
- × 解体や取り外し等のみの工事
- × 書面や写真等による確認が困難なもの
- × 市の助成制度を利用している部分
- × 営業目的のもの

商品券の対象になるもの

従業員が働きやすい環境整備のうち福利厚生施設の整備に関するもの

- ① トイレの増改築
- ② 更衣室の増改築
- ③ 休憩室の増改築
- ④ シャワールームの増改築
- ⑤ 給湯室の増改築
- ⑥ 託児室の増改築
- ⑦ 社員寮や社宅の工事など

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした以下のような工事

- ① 換気設備の増設
- ② 待合室の整備
- ③ 商談スペースを個室化するための間仕切り整備
- ④ お客様用手洗いの設置

環境負荷低減を目的としたもの

- ① 遮熱塗装
- ② 屋上緑化
- ③ 省エネ能力の高い製品への新設・変更
- ④ 既設の太陽光パネルをより効率の良いものへの変更・施設

上記はあくまで例であり、上記以外の工事内容については事前にご相談ください。